

15. 食肉製品製造業

- 食肉製品（ハム、ソーセージ、ベーコンその他これらに類するもの（以下「食肉製品」という。）を製造する営業です。
- または、食肉製品と併せて、食肉若しくは食肉製品を使用したそうざいを製造する営業です。
- 食肉製品製造のための食肉の細切については、食肉処理業の許可は不要です。
- 第26号（複合型そうざい製造業）又は第28号（複合型冷凍食品製造業）に該当するものは除きます。

